

令和5年4月～令和6年3月

ごみの出し方について（お願い）

- ごみはキチンと分別してください。
- ごみ分別指定袋に入れてください。
- ごみ分別指定袋の色は間違えないようにしてください。
- 決められた収集日（朝8時30分まで）に所定の場所へ出してください。
- 新聞、雑誌、ダンボールなどは、できるだけ地域の集団回収や資源類拠点回収場所をご利用ください。（ごみ収集カレンダー13ページ参照）
- アルミ缶、スチール缶、ビン類は、できるだけ資源類拠点回収場所をご利用ください。（ごみ収集カレンダー14ページ参照）
- ペットボトルは、できるだけリサイクル推進協力店や資源類拠点回収場所をご利用ください。（ごみ収集カレンダー13、14、17、18ページ参照）
- ご家庭で生ごみを減量または堆肥などへの再生利用をするために生ごみ処理機を購入する場合、市が購入費の一部を補助します。（12ページ参照）

4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	31	25	26	27	28

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

ごみに関するお問い合わせは廃棄物処理課（電話 0739-24-6218 FAX 0739-24-4068）まで

■収集対象地区

B-2

●上屋敷 ●中屋敷町 ●下屋敷町 ●新屋敷町
●片 町 ●本 町 ●紺屋町
●東 陽（神田、東本町）

